一　生活衛生同業組合
二　生活衛生同業小組合
三　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十七条の三第一項の規定により指定された都道府県生活衛生営業指導センター
四　農業協同組合（その組合員（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十二条第一項第三号に掲げる者を除く。）に対し租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の三第一項、第四十二条の十二の三第一項及び第六十八条の十五の四第一項の経営の改善に関する指導及び助言（以下単に「経営の改善に関する指導及び助言」という。）を行う場合における当該農業協同組合に限る。）
五　農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合連合会を除く。）
六　農業協同組合中央会
七　漁業協同組合（その組合員（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第五項第四号に掲げる者を除く。）に対し経営の改善に関する指導及び助言を行う場合における当該漁業協同組合に限る。）
八　漁業協同組合連合会（水産業協同組合法第八十七条第一項第三号又は第四号の事業を行う漁業協同組合連合会を除く。）
九　都道府県農業会議
十　森林組合（その組合員（森林組合を除く。）に対し経営の改善に関する指導及び助言を行う場合における当該森林組合に限る。）
十一　森林組合連合会
十二　都道府県中小企業団体中央会
十三　商工会議所
十四　商工会
十五　商店街振興組合連合会

○農林水産省告示第八百号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十四条の四第一項の規定に基づき、平成七年二月二十四日農林水産省告示第三百二号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月三十日

農林水産大臣　林　芳正

別表関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の番号の項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

○経済産業省告示第八十四号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二条の五十九第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続を次のように定め、平成二十五年四月一日から施行する。

なお、平成十五年経済産業省告示第九十九号（租税特別措置法施行規則第二十一条の十六第二項、第三項及び第五項並びに第二十二条の六十第二項、第三項及び第五項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続を定めた件）は廃止する。

平成二十五年三月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二条の五十九第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続

（国内鉱業者等に係る申請書の提出）

第一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第五十八条第二項又は第六十八条の六十一第二項の国内鉱業者であることにつき租税特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第二十一条の十五第二項又は第二十二条の五十九第二項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする法人は、様式第一又は様式第三による認定申請書を経済産業大臣に提出するものとする。（提出先は、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課）

2　法第五十八条第二項又は第六十八条の六十一第二項の国内鉱業者に準ずるものとして政令で定める法人であることにつき規則第二十一条の十五第三項又は第二十二条の五十九第三項の規定による認定を受けようとする法人は、様式第二又は様式第四による認定申請書を経済産業大臣に提出するものとする。（提出先は、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課）

3　前二項の規定による申請は、法第五十八条第二項又は第六十八条の六十一第二項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度（法人税法（昭和四十四年法律第三十四号）第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）終了の日の三十日前までに行わなければならない。ただし、経済産業大臣が提出遅延につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

（国内鉱業者等に係る認定書の交付）

第二条　経済産業大臣は、前条第一項及び第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該法人が租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「令」という。）第三十四条第八項若しくは同条第九項又は第三十九条の八十八第七項若しくは同条第八項に定める要件に該当すると認めるときは、当該申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該法人に交付するものとする。

（認定申請書の内容変更に係る届出）

第三条　前条の認定を受けた法人（以下「認定国内鉱業者等」という。）は、当該申請書に記載された事項又は添付書類の内容に変更（軽微なものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出るものとする。

（認定の取消し）

第四条　経済産業大臣は、前条の規定による届出があつた場合において、当該変更によつて当該認定国内鉱業者等を国内鉱業者等と認めることができなくなつたときは、当該認定を取り消すものとする。

2　経済産業大臣は、認定国内鉱業者等が第一条第一項及び第二項の規定による申請又は前条の規定による届出に際して虚偽の申請又は届出を行つたことが判明したときは、当該認定を取り消すものとする。

（海外自主開発法人に係る申請書の提出）

第五条　法第五十八条第二項又は第六十八条の六十一第二項の海外自主開発法人であることにつき規則第二十一条の十五第四項又は第二十二条の五十九第四項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとするときは、認定国内鉱業者等（第一条の規定による認定の申請を行つている法人を含む。以下同じ。）であつて、当該法人に対し直接又は間接に出資又は長期の資金の貸付けを行つているもの（当該法人に対し直接又は間接に出資又は長期の資金の貸付けを行つている認定国内鉱業者等が二以上あるときは、その代表者たる認定国内鉱業者等とする。以下同じ。）が様式第五又は様式第六による認定申請書三通を経済産業大臣に提出するものとする。（提出先は、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課）

2　前項の規定による申請は、法第五十八条の二第二項又は第六十八条の六十一第二項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度終了の日（二以上の認定国内鉱業者等を代表して申請を行う場合にあつては、当該二以上の認定国内鉱業者等に係る最初の事業年度又は連結事業年度終了の日のうち最も早い日とする。）の三十日前までに行わなければならない。ただし、経済産業大臣が提出遅延につき正当な事由があると認めるときは、この限りでない。